

協賛団体証

様

貴団体は、公益社団法人日本技術士会長野県支部に
協賛いただいております。

協賛期間： 年 月 日～ 年 月 日

協賛口数：

年 月 日

公益社団法人日本技術士会長野県支部長

(裏面)

長野県支部の運営における個別事項に関する手引き（抜すい）

(協賛団体の扱い)

第8条 協賛団体の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 協賛団体の代表又はその代理の者は、当支部年次大会に出席し意見を述べるることができる。
- (2) 協賛団体は、当支部会誌又はその他刊行物の配布を無償で受け、当支部の事業成果を当支部の了承を得て利用することができる。
- (3) 協賛団体は、当支部が主催する講演会等（懇親会は除く。）に協賛金1口当たり2名まで無料で参加することができる。